

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第11号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第1項若しくは第2項又は附則第8項若しくは第11項の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、願い出る者が免許法附則第8項又は第11項の規定による授与を願い出る者であるときは、第2号及び第3号に掲げる書類に代えて、免許法附則第8項又は第11項に規定する資格を有することの証明書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の場合において、願い出る者が免許法第5条第2項又は附則第8項若しくは第11項の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。</p> <p>3 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により単位を替える場合には、第1項に規定する書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>(他の種類の免許状等を受けるための教育職員検定の出願)</p> <p>第5条 免許法第5条第1項及び第6条第1項又は第4項並びに同条第2項又は附則第9項、第17項若しくは第18項の規定による教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の場合において、願い出る者が普通免許状又は臨時免許状を有す</p>	<p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第1項若しくは第2項又は附則第8項若しくは<u>第12項</u>の規定による普通免許状の授与を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、願い出る者が免許法附則第8項又は<u>第12項</u>の規定による授与を願い出る者であるときは、第2号及び第3号に掲げる書類に代えて、免許法附則第8項又は<u>第12項</u>に規定する資格を有することの証明書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の場合において、願い出る者が免許法第5条第2項又は附則第8項若しくは<u>第12項</u>の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。</p> <p>3 免許法施行規則第6条第1項の表備考第9号若しくは第10号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号の規定により、教職に関する科目（教育実習を除く。）等の単位をもって教育実習又は養護実習の単位に替える場合には、第1項に規定する書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>(他の種類の免許状等を受けるための教育職員検定の出願)</p> <p>第5条 免許法第5条第1項及び第6条第1項又は第4項並びに同条第2項又は附則第9項、<u>第18項</u>若しくは<u>第19項</u>の規定による教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の場合において、願い出る者が普通免許状又は臨時免許状を有す</p>

ることが出願の要件となっていない者であるときは、同項第6号に掲げる書類に代えて、免許法別表第5若しくは附則第9項若しくは第17項の表に掲げる基礎資格又は免許法施行規則附則第7項に規定する基礎資格を有することの証明書を提出しなければならない。

6 前項の場合において、免許法附則第17項の表備考第2号の規定の適用を受ける者にあっては、前項の規定により提出しなければならない書類のほか、有することを必要とする普通免許状の写しを提出しなければならない。

7 略

(単位の修得方法の基準)

第17条 略

略

することが出願の要件となっていない者であるときは、同項第6号に掲げる書類に代えて、免許法別表第5若しくは附則第9項若しくは第18項の表に掲げる基礎資格又は免許法施行規則附則第7項に規定する基礎資格を有することの証明書を提出しなければならない。

6 前項の場合において、免許法附則第18項の表備考第2号の規定の適用を受ける者にあっては、前項の規定により提出しなければならない書類のほか、有することを必要とする普通免許状の写しを提出しなければならない。

7 略

(単位の修得方法の基準)

第17条 次の表の左欄に掲げる免許法別表第3から別表第8までに規定する単位の修得方法（免許法施行規則第14条又は第18条の5に規定する残単位の修得方法を含む。）は、それぞれ右欄に掲げる表によるものとする。

略

第1表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
免許法別表第3備考第7号	幼稚園教諭	一種免許状	5	45	4	20		6
			6	40	3	18		5
			7	35	3	16		5
			8	30	2	14		4
			9	25	2	12		4
			10	20	2	11		3
			11	15	1	9		3
		二種免許状	12	10	1	7		2
			6	45	5	30		
			7	40	4	27		
			8	35	4	24		
			9	30	3	21		
			10	25	3	18		
			11	20	2	15		
免許法別表第3備考第7号	小学校教諭	一種免許状	12	15	2	12		
			13	10	1	9		
			5	45	4	21		5
			6	40	3	19		4
			7	35	3	17		4
			8	30	2	15		3
			9	25	2	13		3
		二種免許状	10	20	2	11		3
			11	15	1	9		2
			12	10	1	7		2
			6	45	4	29		2
			7	40	3	26		2
			8	35	3	23		2
			9	30	2	20		2

## 備考

- この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては領域に関する専門的事項に関する科目の欄に定める単位数の単位、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の欄に定める単位数の単位及び大学が独自に設定する科目の欄に定める単位数の単位、小学校教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては教科に関する専門的事項に関する科目の欄に定める単位数の単位、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の欄に定める単位数の単位及び大学が独自に設定する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。
- この表における領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については免許法施行規則第2条第1項の表備考第1号に定める修得方法の例により、教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については免許法施行規則第3条第1項の備考第1号に定める修得方法の例による。
- この表における保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の単位の修得方法については、保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の表による。
- この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第1表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	
免許法別表第3備考第7号	幼稚園教諭	一種免許状	5	45	4	20	6
			6	40	3	18	5
			7	35	3	16	5
			8	30	2	14	4
			9	25	2	12	4
			10	20	2	11	3
			11	15	1	9	3
		二種免許状	12	10	1	7	2
			6	45	5	30	
			7	40	4	27	
			8	35	4	24	
			9	30	3	21	
			10	25	3	18	
			11	20	2	15	
免許法別表第3備考第7号	小学校教諭	一種免許状	12	15	2	12	
			13	10	1	9	
			5	45	4	21	5
			6	40	3	19	4
			7	35	3	17	4
			8	30	2	15	3
			9	25	2	13	3
		二種免許状	10	20	2	11	3
			11	15	1	9	2
			12	10	1	7	2
			6	45	4	29	2
			7	40	3	26	2
			8	35	3	23	2
			9	30	2	20	2

## 備考

- この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、教科に関する科目の欄に定める単位数の単位、教職に関する科目の欄に定める単位数の単位及び教科又は教職に関する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。
- この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第3条第1項に定める修得方法の例による。
- この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。
- この表における教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条の2第2項に定める修得方法の例による。

第2表

根拠規定	受けよどする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
				単位数	単位数	単位数

略

## 備考

- 1 この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄に定める単位数の単位、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に定める単位数の単位及び大学が独自に設定する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。
- 2 この表における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する専門的事項に関する科目表による。
- 3 この表における各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表による。
- 4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第2表

根拠規定	受けよどする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
				単位数	単位数	単位数

略

## 備考

- 1 この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、教科に関する科目の欄に定める単位数の単位、教職に関する科目の欄に定める単位数の単位及び教科又は教職に関する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。
- 2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する科目表による。
- 3 この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。
- 4 この表における教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条の2第2項に定める修得方法の例による。

第3表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
				単位数	単位数	単位数	単位数	単位数
免許法施行規則第11条の表備考第3号及び第4号	幼稚園教諭の一種免許状	3	25	2		12		6
		4	20	2		10		5
		5	15	1		9		3
		6	10	1		7		2
	小学校教諭の一種免許状	3	25		2		13	5
		4	20		2		11	4
		5	15		1		9	3
		6	10		1		7	2
	中学校教諭の一種免許状	3	25		6		10	4
		4	20		5		8	3
		5	15		4		7	3
		6	10		3		5	2
	高等学校教諭の一種免許状	3	25		5		7	8
		4	20		4		6	6
		5	15		4		5	5
		6	10		3		4	3

## 備考

- この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の一種免許状の場合にあっては領域に関する専門的事項に関する科目の欄に定める単位数の単位、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に定める単位数の単位、その他の場合にあっては教科に関する専門的事項に関する科目の欄に定める単位数の単位、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に定める単位数の単位及び大学が独自に設定する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。
- この表における領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条第1項の表備考第1号に定める修得方法の例により、教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、小学校教諭の一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第3条第1項の表備考第1号に定める修得方法の例により、中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の場合にあっては教科に関する専門的事項に関する科目表による。
- この表における保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表による。
- この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第3表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
				単位数	単位数	単位数
免許法施行規則第11条の表備考第3号及び第4号	幼稚園教諭の一種免許状	3	25	2	12	6
		4	20	2	10	5
		5	15	1	9	3
		6	10	1	7	2
	小学校教諭の一種免許状	3	25	2	13	5
		4	20	2	11	4
		5	15	1	9	3
		6	10	1	7	2
	中学校教諭の一種免許状	3	25	6	10	4
		4	20	5	8	3
		5	15	4	7	3
		6	10	3	5	2
	高等学校教諭の一種免許状	3	25	5	7	8
		4	20	4	6	6
		5	15	4	5	5
		6	10	3	4	3

## 備考

- この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、教科に関する科目の欄に定める単位数の単位、教職に関する科目の欄に定める単位数の単位及び教科又は教職に関する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。
- この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第3条第1項に定める修得方法の例により、中学校教諭の一種免許又は高等学校教諭の一種免許状の場合にあっては教科に関する科目表による。
- この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。
- この表における教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条の2第2項に定める修得方法の例による。

第4表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	免許法附則第5項の表の番号	最低在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等				
					単位数	単位数				
<b>略</b>										
<b>備考</b>										

1 この表における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する専門的事項に関する科目表による。  
2 この表における各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表による。この場合において、受けようとする免許状の種類が高等学校教諭の専修免許状であるときは、同表の高等学校教諭の表によるものとする。

第5表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	基礎資格	最低在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等				
					単位数	単位数				
<b>略</b>										
<b>備考</b>										

1 この表における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する専門的事項に関する科目表による。  
2 この表における各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表による。

第6表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目			
				単位数	単位数	単位数			
<b>略</b>									
<b>備考</b>									

1 この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄に定める単位数の単位、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に定める単位数の単位及び大学が独自に設定する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。  
2 この表における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する専門的事項に関する科目表による。  
3 この表における各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表による。  
4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第4表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	免許法附則第5項の表の番号	最低在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目				
					単位数	単位数				
<b>略</b>										
<b>備考</b>										

1 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する科目表による。  
2 この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。この場合において、受けようとする免許状の種類が高等学校教諭の専修免許状であるときは、同表の高等学校教諭の表によるものとする。

第5表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	基礎資格	最低在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目				
					単位数	単位数				
<b>略</b>										
<b>備考</b>										

1 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する科目表による。  
2 この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。

第6表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目			
				単位数	単位数	単位数			
<b>略</b>									
<b>備考</b>									

1 この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、教科に関する科目の欄に定める単位数の単位、教職に関する科目の欄に定める単位数の単位及び教科又は教職に関する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。  
2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する科目表による。  
3 この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。  
4 この表における教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条の2第2項に定める修得方法の例による。

第7表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	基礎学歴	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目				
					単位数	単位数	単位数				
<b>略</b>											
<b>備考</b>											
1 この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、教科に関する専門的事項に関する科目の欄に定める単位数の単位、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の欄に定める単位数の単位及び大学が独自に設定する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。											
2 この表における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する専門的事項に関する科目表による。											
3 この表における各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表による。											
4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。											

第7表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	基礎学歴	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目				
					単位数	単位数	単位数				
<b>略</b>											
<b>備考</b>											
1 この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、教科に関する科目の欄に定める単位数の単位、教職に関する科目の欄に定める単位数の単位及び教科又は教職に関する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。											
2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する科目表による。											
3 この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。											
4 この表における教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条の2第2項に定める修得方法の例による。											

第8表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	最低在職年数	最低修得単位数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等	単位数			
								単位数	単位数	単位数	単位数
免許法改正法附則第11項	幼稚園教諭の二種免許状	3	15			5	5				
	小学校教諭の二種免許状	3	15								
	中学校教諭の二種免許状	3	15								
免許法改正法附則第12項	幼稚園教諭の二種免許状	1	10			5	5				
	小学校教諭の二種免許状	1	10								
	中学校教諭の二種免許状	5	10								
免許法改正法附則第13項	小学校教諭の二種免許状					5	5				

## 備考

- この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の二種免許状の場合にあっては領域に関する専門的事項に関する科目の欄に定める単位数の単位及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の欄に定める単位数の単位、その他の場合にあっては教科に関する専門的事項に関する科目の欄に定める単位数の単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。
- この表における領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については免許法施行規則第2条第1項の表備考第1号に定める修得方法の例により、教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、小学校教諭の二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第3条第1項に定める修得方法の例により、中学校教諭の二種免許状の場合にあっては教科に関する専門的事項に関する科目表による。
- この表における保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等又は各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の単位の修得方法については、保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の表による。

第8表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	最低在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	単位数	
						単位数	単位数
免許法改正法附則第11項	幼稚園教諭の二種免許状	3	15			5	5
	小学校教諭の二種免許状	3	15				
	中学校教諭の二種免許状	3	15				
免許法改正法附則第12項	幼稚園教諭の二種免許状	1	10			5	5
	小学校教諭の二種免許状	1	10				
	中学校教諭の二種免許状	5	10				
免許法改正法附則第13項	小学校教諭の二種免許状						

## 備考

- この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、教科に関する科目の欄に定める単位数の単位及び教職に関する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。
- この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、幼稚園教諭の二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第2条第1項に定める修得方法の例により、小学校教諭の二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第3条第1項に定める修得方法の例により、中学校教諭の二種免許状の場合にあっては教科に関する科目表による。
- この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。

第9表

根拠規定	受けようとする他の教科についての免許状の種類	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目		
			単位数	単位数	単位数		
<b>略</b>							
<b>備考</b>							

1 この表における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第4条に定める修得方法の例により、高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条に定める修得方法の例による。  
 2 この表における各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許教科の単位を修得するものとする。  
 3 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第10表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理験に関する科目等			
				単位数	単位数			
<b>略</b>								
<b>備考</b>								

1 この表における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する専門的事項に関する科目表による。  
 2 この表における各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理験に関する科目等の単位の修得方法については、保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理験に関する科目等の表による。

第11表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理験に関する科目等	大学が独自に設定する科目			
				単位数	最低修得単位配分	単位数			
<b>略</b>									
<b>備考</b>									

1 この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、養護に関する科目の欄に定める単位数の単位、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理験に関する科目等の欄に定める単位数の単位及び大学が独自に設定する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。  
 2 この表における養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理験に関する科目等の単位の修得方法については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理験に関する科目等の表による。ただし、免許法別表第6備考第1号若しくは第2号又は免許法改正法附則第18項の規定による場合にあっては免許法施行規則第9条の表第3欄に掲げる科目の単位を修得するものとする。  
 3 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第9条の表備考第6号に定める修得方法の例による。

第9表

根拠規定	受けようとする他の教科についての免許状の種類	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目		
			単位数	単位数	単位数		
<b>略</b>							
<b>備考</b>							

1 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、受けようとする免許状の種類が、中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の場合にあっては免許法施行規則第4条に定める修得方法の例により、高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状の場合にあっては免許法施行規則第5条に定める修得方法の例による。  
 2 この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教科の指導法の単位を修得するものとする。  
 3 この表における教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条の2第1項に定める修得方法の例による。

第10表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目			
				単位数	単位数			
<b>略</b>								
<b>備考</b>								

1 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、教科に関する科目表による。  
 2 この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。

第11表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目			
				単位数	最低修得単位配分	単位数			
<b>略</b>									
<b>備考</b>									

1 この表における最低修得単位数の欄に定める単位数の単位の修得方法については、養護に関する科目の欄に定める単位数の単位、教職に関する科目の欄に定める単位数の単位及び養護又は教職に関する科目の欄に定める単位数の単位を含めて修得するものとする。  
 2 この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。ただし、免許法別表第6備考第1号若しくは第2号又は免許法改正法附則第18項の規定による場合にあっては免許法施行規則第10条の表第3欄に掲げる科目の単位を修得するものとする。  
 3 この表における養護又は教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第10条の2第2項に定める修得方法の例による。

第12表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	最低在職年数	最低修得単位数	管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等								
							単位数	単位数	単位数					
<b>略</b>														
<b>備考</b>														
1 この表における栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第10条の表備考第1号に定める修得方法の例による。														
2 この表における養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表による。														

第13表

略
---

第12表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	最低在職年数	最低修得単位数	管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目								
							単位数	単位数	単位数					
<b>略</b>														
<b>備考</b>														
1 この表における栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第10条の表備考第3に定める修得方法の例による。														
2 この表における教職に関する科目の単位の修得方法については、教職に関する科目表による。														

第13表

略
---

第14表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に係る学校における在職年数	最低修得単位数							
				教科に関する科目	保育内容	各教科の指導法	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学が独自に設定する科目	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談の理論及び方法
免許法施行規則第18条の2の表備考第4号	幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1		3						
	小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1		7	1			2		
		中学校教諭普通免許状	2		5	1			1		
		中学校教諭普通免許状	1		7				2		
		中学校教諭二種免許状	2		5				1		
	中学校教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状	1	7	2				2		
		2	5	1					2		
		3	5	1					1		
	高等学校教諭普通免許状	高等学校教諭普通免許状	1		1	1			1	3	
		2			1	1			1	2	
	高等学校教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	1		1				2	6	
		2			1				1	4	

## 備考

- 1 略
- 2 この表における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第1号に定める修得方法の例による。
- 3 略
- 4 この表における道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第3条第1項の表備考第4号に定める修得方法の例による。
- 5 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第3号に定める修得方法の例による。

第14表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に係る学校における在職年数	最低修得単位数						
				教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目		
教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目						
免許法施行規則第18条の2の表備考第4号	幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	1						3	
	小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	1		7	1			2	
		中学校教諭普通免許状	2		5	1			1	
		中学校教諭普通免許状	1		7				2	
		中学校教諭二種免許状	2		5				1	
	中学校教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状	1	7	2				2	
		2	5	1					2	
		3	5	1					1	
	高等学校教諭普通免許状	高等学校教諭普通免許状	1		1	1			1	3
		2			1	1			1	2
	高等学校教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	1		1				2	6
		2			1				1	4

## 備考

- 1 略
- 2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第1号に定める修得方法の例による。
- 3 略
- 4 この表における生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条第1項の表備考第6号に定める修得方法の例による。
- 5 この表における教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第3号に定める修得方法の例による。

教科に関する専門的事項に関する科目表 略

保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表

1 幼稚園教諭

受けようと する免許状 の種類	単 位 数	最低修得単位数		
		教育の基礎的 理解に関する 科目	保育内容の指 導法に関する 科目	道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目
一種免許状	7	<u>1</u>		<u>2</u>
	8	<u>2</u>		<u>2</u>
	9	<u>2</u>		<u>3</u>
	10	<u>2</u>		<u>4</u>
	11	<u>2</u>		<u>4</u>
	12	<u>3</u>		<u>5</u>
	13	<u>3</u>		<u>5</u>
	14	<u>3</u>		<u>6</u>
	15	<u>4</u>		<u>8</u>
	16	<u>4</u>		<u>8</u>
	17	<u>4</u>		<u>9</u>
	18	<u>4</u>		<u>9</u>
	19	<u>5</u>		<u>10</u>
	20	<u>5</u>		<u>11</u>
	5	<u>1</u>		
	6	<u>1</u>		<u>1</u>
	7	<u>1</u>		<u>1</u>
	8	<u>2</u>		<u>2</u>
	9	<u>2</u>		<u>2</u>
	10	<u>2</u>		<u>3</u>

教科に関する科目表 略

教職に関する科目表

1 幼稚園教諭

受けようと する免許状 の種類	単 位 数	最低修得単位数				
		教職の 意義等 に関する 科目	教育の 基礎理 論に関 する科 目	教育課 程及び 指導法 に関する 科目	生徒指 導、教 育相談 及び進 路指導 等に関 する科 目	教育実 践演習
一種免許状	7		<u>1</u>	<u>4</u>		
	8		<u>2</u>	<u>4</u>		
	9		<u>2</u>	<u>5</u>		
	10		<u>2</u>	<u>6</u>		
	11		<u>2</u>	<u>6</u>		
	12		<u>3</u>	<u>7</u>		
	13		<u>3</u>	<u>7</u>		
	14		<u>3</u>	<u>8</u>		
	15		<u>4</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
	16		<u>4</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
	17		<u>4</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
	18		<u>4</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
	19		<u>5</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
	20		<u>5</u>	<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
二種免許状	5		<u>1</u>	<u>2</u>		
	6		<u>1</u>	<u>3</u>		
	7		<u>1</u>	<u>3</u>		
	8		<u>2</u>	<u>4</u>		
	9		<u>2</u>	<u>4</u>		
	10		<u>2</u>	<u>5</u>		

11	<u>3</u>	<u>5</u>		
12	<u>3</u>	<u>5</u>		
13	<u>3</u>	<u>6</u>		
14	<u>3</u>	<u>6</u>		
15	<u>4</u>	<u>7</u>		
16	<u>4</u>	<u>7</u>		
17	<u>4</u>	<u>8</u>		
18	<u>4</u>	<u>8</u>		
19	<u>5</u>	<u>9</u>		
20	<u>5</u>	<u>9</u>		
21	<u>5</u>	<u>10</u>		
22	<u>6</u>	<u>12</u>		
23	<u>6</u>	<u>12</u>		
24	<u>6</u>	<u>13</u>		
25	<u>6</u>	<u>13</u>		
26	<u>7</u>	<u>14</u>		
27	<u>7</u>	<u>14</u>		
28	<u>7</u>	<u>15</u>		
29	<u>7</u>	<u>15</u>		
30	<u>8</u>	<u>16</u>		

#### 備考

- 第1表、第3表及び第8表に定める保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理  
解に関する科目等の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 前号の場合において、第1表、第3表及び第8表に定める保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理  
解に関する科目等の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目又は教職実践演習のうちから修得するものとする。
- 前2号に定めるもののほか、第1表、第3表及び第8表に定める保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理  
解に関する科目等の修得方法については、免許法施行規則第2条に定める修得方法の例による。

11	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
12	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
13	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
14	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
15	<u>4</u>	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
16	<u>4</u>	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
17	<u>4</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
18	<u>4</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
19	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
20	<u>5</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
21	<u>5</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
22	<u>6</u>	<u>12</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
23	<u>6</u>	<u>12</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
24	<u>6</u>	<u>13</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
25	<u>6</u>	<u>13</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
26	<u>7</u>	<u>14</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
27	<u>7</u>	<u>14</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
28	<u>7</u>	<u>15</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
29	<u>7</u>	<u>15</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
30	<u>8</u>	<u>16</u>	<u>2</u>	<u>2</u>

#### 備考

- 第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 前号の場合において、第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目のうちから修得するものとする。
- 前2号に定めるもののほか、第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条に定める修得方法の例による。

## 2 小学校教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数		
		教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
一種免許状	7	<u>1</u>		<u>2</u>
	8	<u>1</u>		<u>2</u>
	9	<u>2</u>		<u>4</u>
	10	<u>2</u>		<u>5</u>
	11	<u>2</u>		<u>5</u>
	12	<u>2</u>		<u>6</u>
	13	<u>2</u>		<u>6</u>
	14	<u>3</u>		<u>7</u>
	15	<u>3</u>		<u>8</u>
	16	<u>3</u>		<u>8</u>
	17	<u>3</u>		<u>9</u>
	18	<u>4</u>		<u>11</u>
	19	<u>4</u>		<u>11</u>
	20	<u>4</u>		<u>12</u>
	21	<u>4</u>		<u>12</u>
二種免許状	5	<u>1</u>		
	6	<u>1</u>		<u>1</u>
	7	<u>1</u>		<u>2</u>
	8	<u>1</u>		<u>3</u>
	9	<u>2</u>		<u>4</u>
	10	<u>2</u>		<u>4</u>
	11	<u>2</u>		<u>4</u>
	12	<u>2</u>		<u>5</u>

## 2 小学校教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育実践演習
一種免許状	7		<u>1</u>	<u>4</u>		
	8		<u>1</u>	<u>4</u>		
	9		<u>2</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	
	10		<u>2</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	
	11		<u>2</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	
	12		<u>2</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	
	13		<u>2</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	
	14		<u>3</u>	<u>8</u>	<u>1</u>	
	15		<u>3</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
	16		<u>3</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
	17		<u>3</u>	<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
	18		<u>4</u>	<u>11</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
	19		<u>4</u>	<u>11</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
	20		<u>4</u>	<u>12</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
	21		<u>4</u>	<u>12</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
二種免許状	5		<u>1</u>	<u>2</u>		
	6		<u>1</u>	<u>3</u>		
	7		<u>1</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	
	8		<u>1</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	
	9		<u>2</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	
	10		<u>2</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	
	11		<u>2</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	
	12		<u>2</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	

13	<u>3</u>	<u>7</u>
14	<u>3</u>	<u>7</u>
15	<u>3</u>	<u>8</u>
16	<u>3</u>	<u>8</u>
17	<u>3</u>	<u>9</u>
18	<u>4</u>	<u>9</u>
19	<u>4</u>	<u>10</u>
20	<u>4</u>	<u>11</u>
21	<u>4</u>	<u>12</u>
22	<u>5</u>	<u>12</u>
23	<u>5</u>	<u>13</u>
24	<u>5</u>	<u>13</u>
25	<u>5</u>	<u>14</u>
26	<u>6</u>	<u>15</u>
27	<u>6</u>	<u>16</u>
28	<u>6</u>	<u>16</u>
29	<u>6</u>	<u>17</u>

#### 備考

- 第1表、第3表及び第8表に定める各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 前号の場合において、第1表、第3表及び第8表に定める各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目又は教職育実践演習のうちから修得するものとする。
- 前2号に定めるもののほか、第1表、第3表及び第8表に定める各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、免許法施行規則第3条に定める修得方法の例による。

#### 3 中学校教諭

受けようと する免許状	単 位	最低修得単位数		
		教育の基礎的	各教科の指導	道徳、総合的

13	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
14	<u>3</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
15	<u>3</u>	<u>8</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
16	<u>3</u>	<u>8</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
17	<u>3</u>	<u>9</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
18	<u>4</u>	<u>9</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
19	<u>4</u>	<u>10</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
20	<u>4</u>	<u>10</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
21	<u>4</u>	<u>11</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
22	<u>5</u>	<u>11</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
23	<u>5</u>	<u>12</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
24	<u>5</u>	<u>12</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
25	<u>5</u>	<u>13</u>	<u>3</u>	<u>1</u>
26	<u>6</u>	<u>13</u>	<u>4</u>	<u>2</u>
27	<u>6</u>	<u>14</u>	<u>4</u>	<u>2</u>
28	<u>6</u>	<u>14</u>	<u>4</u>	<u>2</u>
29	<u>6</u>	<u>15</u>	<u>4</u>	<u>2</u>

#### 備考

- 第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 前号の場合において、第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目のうちから修得するものとする。
- 前2号に定めるもののほか、第1表、第3表及び第8表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条に定める修得方法の例による。

#### 3 中学校教諭

受けようと する免許状	単 位	最低修得単位数				
		教職の	教育の	教育課	生徒指	教育実

の種類	数	理解に関する科目	法に関する科目	な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
一種免許状	5	<u>1</u>		
	6	<u>1</u>		
	7	<u>2</u>		<u>2</u>
	8	<u>2</u>		<u>2</u>
	9	<u>2</u>		<u>3</u>
	10	<u>3</u>		<u>3</u>
	11	<u>3</u>		<u>4</u>
	12	<u>3</u>		<u>4</u>
	13	<u>4</u>		<u>6</u>
	14	<u>4</u>		<u>6</u>
	15	<u>4</u>		<u>6</u>
	16	<u>4</u>		<u>7</u>
二種免許状	5	<u>1</u>		
	6	<u>2</u>		
	7	<u>2</u>		
	8	<u>3</u>		<u>2</u>
	9	<u>3</u>		<u>2</u>
	10	<u>3</u>		<u>2</u>
	11	<u>4</u>		<u>4</u>
	12	<u>4</u>		<u>4</u>
	13	<u>4</u>		<u>4</u>
	14	<u>5</u>		<u>4</u>
	15	<u>5</u>		<u>4</u>
	16	<u>6</u>		<u>6</u>
	17	<u>6</u>		<u>6</u>
	18	<u>6</u>		<u>6</u>

の種類	数	意義等に関する科目	基礎理論に関する科目	程及び指導法に関する科目	導、教育相談及び進路指導等に関する科目	践演習
一種免許状	5	<u>1</u>	<u>2</u>			
	6	<u>1</u>	<u>2</u>			
	7	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>1</u>		
	8	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>1</u>		
	9	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>1</u>		
	10	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>1</u>		
	11	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
	12	<u>3</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
	13	<u>4</u>	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
	14	<u>4</u>	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
	15	<u>4</u>	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
	16	<u>4</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
二種免許状	5	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
	6	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
	7	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
	8	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
	9	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
	10	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
	11	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	
	12	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	
	13	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	
	14	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	
	15	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	
	16	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	
	17	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	
	18	<u>6</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	

19	<u>7</u>	<u>6</u>
20	<u>7</u>	<u>8</u>
21	<u>7</u>	<u>8</u>

備考

- 1 第2表から第4表まで及び第10表に定める各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理義に関する科目等の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 2 前号の場合において、第2表から第4表まで及び第10表に定める各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理義に関する科目等の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目又は教職実践演習のうちから修得するものとする。
- 3 前2号に定めるもののほか、第2表から第4表まで及び第10表に定める各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理義に関する科目等の単位の修得方法については、免許法施行規則第4条に定める修得方法の例による。

4 高等学校教諭

受けようと する免許状 の種類	単 位 数	最低修得単位数		
		教育の基礎的 理義に関する 科目	各教科の指導 法に関する科 目	道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目
一種免許状	4	<u>1</u>		
	5	<u>2</u>		
	6	<u>2</u>		
	7	<u>2</u>	<u>1</u>	
	8	<u>3</u>	<u>1</u>	
	9	<u>3</u>	<u>1</u>	

19	<u>7</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>2</u>
20	<u>7</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>2</u>
21	<u>7</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>2</u>

備考

- 1 第2表から第4表まで及び第10表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 2 前号の場合において、第2表から第4表まで及び第10表に定める教職に関する科目の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目のうちから修得するものとする。
- 3 前2号に定めるもののほか、第2表から第4表まで及び第10表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条に定める修得方法の例による。

4 高等学校教諭

受けようと する免許状 の種類	単 位 数	最低修得単位数				
		教職の 意義等 に関する 科目	教育の 基礎理 論に関 する科 目	教育課 程及び 指導法 に関する 科目	生徒指 導、教 育相談 及び進 路指導 等に関 する科 目	教育実 践演習
一種免許状	4	<u>1</u>	<u>1</u>			
	5	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
	6	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		
	7	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>		
	8	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>		
	9	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>		

10	4	3
11	4	3
12	4	3

備考

- 1 第2表から第7表まで及び第9表に定める各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 2 前号の場合において、第2表から第7表まで及び第9表に定める各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目又は教職実践演習のうちから修得するものとする。
- 3 前2号に定めるもののほか、第2表から第7表まで及び第9表に定める各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の単位の修得方法については、免許法施行規則第5条に定める修得方法の例による。

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等の表

1 養護教諭

受けようと する免許状 の種類	単 位 数	最低修得単位数					
		教育の基礎的理 解に関する科目					
一種免許状	3		1				
	4		1				
	5		1				
	6		2				
二種免許状	2						
	3						
	4						

10	4	3	2	1
11	4	3	2	1
12	4	3	2	1

備考

- 1 第2表から第7表まで及び第9表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 2 前号の場合において、第2表から第7表まで及び第9表に定める教職に関する科目の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目のうちから修得するものとする。
- 3 前2号に定めるもののほか、第2表から第7表まで及び第9表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条に定める修得方法の例による。

5 養護教諭

受けようと する免許状 の種類	単 位 数	最低修得単位数				
		教職の 意義等 に関する 科目	教育の 基礎理 論に関 する科 目	教育課 程に関 する科 目	生徒指 導及び 教育相 談に関 する科 目	教育実 践演習
一種免許状	3		1			
	4		1	1	1	
	5		1	1	1	
	6		2	1	1	
二種免許状	2					
	3					
	4					

5		<u>1</u>
6		<u>1</u>
7		<u>1</u>
8		<u>1</u>

備考

- 1 第11表に定める養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に關する科目等の单位の修得方法については、単位数の欄に掲げる单位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の单位を修得するものとする。
- 2 前号の場合において、第11表に定める養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に關する科目等の单位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に關する科目又は教職実践演習のうちから修得するものとする。
- 3 前2号に定めるもののほか、第11表に定める養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に關する科目等の修得方法については、免許法施行規則第9条に定める修得方法の例による。

2 栄養教諭

受けようと する免許状 の種類	単 位 数	最低修得単位数	
		<u>教育の基礎的理</u> 解に關 する科 <u>目</u>	<u>道徳、総合的な学習の 時間等の内容及び生徒 指導、教育相談等に</u> 關 する科 <u>目</u>
一種免許状	3	<u>1</u>	
	4	<u>1</u>	
	5	<u>1</u>	<u>1</u>
	6	<u>2</u>	<u>1</u>

備考

- 1 第12表に定める養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に關する科目等の单位の修得方法については、単位数の欄に掲げる单位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の单位を修得するものとする。

5		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
6		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
7		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
8		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

備考

- 1 第11表に定める教職に關する科目の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の单位を修得するものとする。
- 2 前号の場合において、第11表に定める教職に關する科目の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目のうちから修得するものとする。
- 3 前2号に定めるもののほか、第11表に定める教職に關する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第10条に定める修得方法の例による。

6 栄養教諭

受けようと する免許状 の種類	単 位 数	最低修得単位数				
		<u>教職の 意義等 に</u> 關 する科 目	<u>教育の 基礎理 論に</u> 關 する科 目	<u>教育課 程に</u> 關 する科 目	<u>生徒指 導及び 教育相 談に</u> 關 する科 目	<u>教育実 践演習</u>
一種免許状	3		<u>1</u>			
	4		<u>1</u>			
	5	<u>1</u>		<u>1</u>		
	6	<u>2</u>		<u>1</u>		

備考

- 1 第12表に定める教職に關する科目の単位の修得方法については、単位数の欄に掲げる単位数に応じ、最低修得単位数の欄に定める単位数以上の单位を修得するものとする。

2 前号の場合において、第12表に定める養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目又は教職実践演習のうちから修得するものとする。

3 前2号に定めるもののほか、第12表に定める養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、免許法施行規則第10条に定める修得方法の例による。

2 前号の場合において、第12表に定める教職に関する科目の単位数のうち不足する単位数については、この表に定める科目のうちから修得するものとする。

3 前2号に定めるもののほか、第12表に定める教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第10条の4に定める修得方法の例による。

## 第2号様式（第20条関係）

### (A) 履歴書

		年月日現在			
ふりがな 氏名		旧姓			
		改姓年月日	生年月日 年月日		
現住所		電話番	連絡先 電話番		
学歴 (小学校以上の教育について書くこと。)	学校(学部・学科)名	課程等 修業年限	修学期間 卒業、修了、中退 又は在学中の別	所 在 地	
		年 月～年 月			
		年 月～年 月			
		年 月～年 月			
		年 月～年 月			
現在有する教 育職員免許状 (有するものを全て書くこと。)	免許状の種類	教科・領域	授与年月日	授与権者	免許状番号
授与を申請する教育職員免許状の基礎資格等(保健師免許、第1級総合無線通信士の資格等)					
記載注意 課程等の欄は、全日制、定時制、通信制、夜間又は通信の別を書くこと。					

### (B) 略

## 第2号様式（第20条関係）

### (A) 履歴書

		年月日現在			
ふりがな 氏名		旧姓			
		改姓年月日	生年月日 年月日		
現住所		電話番	連絡先 電話番		
学歴 (小学校以上の教育について書くこと。)	学校(学部・学科)名	課程等 修業年限	修学期間 卒業、中退又は在 学中の別	所 在 地	
		年 月～年 月			
		年 月～年 月			
		年 月～年 月			
		年 月～年 月			
現在有する教 育職員免許状 (有するものをすべて書くこと。)	免許状の種類	教科・領域	授与年月日	授与権者	免許状番号
授与を申請する教育職員免許状の基礎資格等(保健師免許、第1級総合無線通信士の資格等)					
記載注意 課程等の欄は、全日制、定時制、通信制、夜間又は通信の別を書くこと。					

### (B) 略

## 附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正前の第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。